

川西市個人情報保護条例の整備について

- 答 申 -

平成17年7月

川西市個人情報保護審議会

答 申 に あ た っ て

川西市個人情報保護審議会は、平成17年4月14日、川西市長から「川西市個人情報保護条例の整備について」諮問を受けました。

川西市の個人情報保護制度は、平成7年1月に始まりましたが、その後の社会状況の変化や平成13年4月の『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』の施行に伴い、川西市公文書公開条例の改正の検討がなされ、それを受けて、当該公文書公開条例の改正に伴う整合性を図る観点から、当審議会の答申に基づいて、所用の改正が行われ、その充実が図られてきたところです。

このたびの諮問は、平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことに伴うものが主体となっておりますが、当審議会では、情報化の進展に伴う個人情報保護制度の拡充という観点から、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』との整合性にも配慮して、個人情報保護条例における必要な事項の整備や規定の見直しなどについても検討を行いながら、答申をとりまとめました。

今後、川西市においては、この答申を踏まえ、個人情報保護制度の一層の充実に向けて取り組まれ、より一層個人の権利利益の侵害の防止を図り、市政の公正かつ適正な運営に努められることを期待するものであります。

平成17年7月28日

川西市個人情報保護審議会
会 長 池 田 敏 雄

条例整備に向けて

1 指定管理者制度の導入に伴う条例の見直しについて

指定管理者は、市の公の施設の管理を代行することから、当該業務の内容及び性格から当該施設の管理業務に関しては市と同様の説明責任があり、透明性の確保のためにも当該管理に関する文書については、現行対象としている出資法人と同様な責務規定を設けて個人情報の保護に努めるべきである。

【主な審議内容】

指定管理者については、出資法人並みの責務規定を設ける考え方と、受託者と同等に位置づけをする考え方と、実施機関に含める考え方がある。当審議会としては、受託者と同等に位置づけをし、罰則を科していくことに妥当性があるとも考えていたが、指定管理者となる団体の力量が現段階では不透明であり、当該団体等に対して、罰則等の強い規制をかけた場合、地域の団体の指定管理者への進出を阻害するのではないかという疑義もあること、また川西市情報公開審査会での審議等も踏まえ、将来的な見直しも視野に入れながら、まずは本市個人情報保護条例においては緩やかな規制のもとで運用していくことが適当であるということで、当面は出資法人並みの規定で対応し、必要に応じて検討を加えていくという方向で意見が一致した。

2 個人情報保護法との整合性に伴う条例の見直しについて

(1) 利用停止請求権について

実施機関において個人情報の不適正な取扱いがあった場合の救済制度として、利用停止請求権を新たに創設し、個人情報の収集の制限、保有の制限、目的外の利用又は提供の制限の規定に違反して取り扱われていた場合には、個人情報の利用停止や消去等を求めることができる規定を整備することが適当である。

【主な審議内容】

現行条例では、取扱いの制限、収集の制限、利用及び提供の制限に違反していると認めるときは、その是正を申し出ることができるという「是正の申出」の規定を設けているが、この是正の申出は請求権とまでは言い切れない。

一方、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」においては、利用停止の請求を権利として明文化し、本市条例より一歩進んだ概念を導入した。個人情報の保護という観点から、自己情報のコントロールをより厳しく取り扱えるという意味において、本市条例においても同様の制度を導入し、市民等の一層の権利保護を図ることが必要であるという結論に至った。

なお、利用停止請求権の行使に当たっては、国においては開示前置となっているが、本市においては、慎重な人は、開示請求をしてから利用停止請求を行う場合もあるかも知れないが、開示請求を強制しなければならない理由もないことから、市民等が取扱いの制限、収集の制限、利用及び提供の制限に違反していると認めるときは、開示請求を前提としなくても、請求できることとするべきであるということで意見が一致した。

(2) 罰則規定について

罰則規定については、前回の答申において、「個人情報保護の重要性を鑑みると、罰則規定は設けることが適当である。」として、当該個人情報保護条例においても既に罰則規定を設けているところであるが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、市もこの法律に準じた規定にすることが適当である。

【主な審議内容】

現行条例においては、前回の答申を受けて、既に罰則規定は設けられているが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」における罰則規定と比較した場合、その対象情報の範囲や法定刑に差異がある。また、現行条例における罰則規定は、刑罰の対象を実質秘とする概念を基本にしており、限定的な罰則規定のあり方である。しかし、現在においては、形式秘においても刑罰を科す流れになっている。しかし、一方では当該法律における罰則規定に改正した場合、現在の罰則規定の範囲よりも狭くなるのではないかという意見もあり、その点について検討を行った。

その結果、現行条例で罰則の対象となっている者の範囲は縮小することに合理的な理由がないことから、これについては維持することとし、新たに国において導入された漏洩情報の区分（個人情報ファイル・保有個人情報等）に応じた罰則規定については、現行条例において新たな定義を設け、国同様の構成要件とするとともに罰金額等も同額に引き上げることで意見が一致した。

資 料

1 委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 ・ 役 職 等	備 考
いけ だ とし お 雄 池 田 敏 雄	学識経験者（関西大学法学部教授）	会 長
い 井 で かず よ 代 井 手 和 代	学識経験者（人権擁護委員）	
いの うえ のり ゆき 之 井 上 典 之	学識経験者(神戸大学大学院法学研究科教授)	
その だ ひさし 寿 園 田 寿	学識経験者（甲南大学法科大学院教授）	
たか しま きぬ こ 子 高 島 絹 子	市民	
た なか よし こ 好 田 中 良 好	市民	
つか ぐち ゆ み こ 子 塚 口 由 美 子	市民	
なか にし ただ お 男 中 西 忠 男	市民	
なが お さとる 悟 長 尾 悟	学識経験者（弁護士）	副会長
は がり ただ し 司 葉 狩 忠 司	市民	

2 審議経過

開催回	開催年月日	審 議 内 容
- -	平成17年4月14日(木)	川西市個人情報保護審議会へ諮問（第20号）
第1回	平成17年5月12日(金)	指定管理者制度の導入に伴う条例の見直しの審議
第2回	平成17年5月31日(火)	同上
第3回	平成17年6月14日(火)	個人情報保護法との整合性に伴う条例の見直しの審議
第4回	平成17年6月30日(木)	同上
第5回	平成17年7月28日(木)	答申